農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令及び農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第一条　次に掲げる命令の規定中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

一　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第十条第四項

二　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）第七十八条第三項

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第三項中「同法第二条第十一項」を「同条第十一項」に、「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

附　則

この命令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。

省　令

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十七条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月十六日

財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男

株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成二十年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第1号様式の表中「役員退職慰労引当金」を「役員退職慰労引当金補償損失引当金」に改め、同様式の表記載上の注意1⑶を次のように改める。

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の3から第8条の3の7までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項及び1株当たり情報に対する影響額については、記載を要しない。）

別表第一第1号様式の表記載上の注意1⑹中「（昭和38年大蔵省令第59号）」を削る。

別表第一第2号様式の表中「保険料」を「保険料責任共有負担金収入」に、「その他経常収益」を「その他経常収益貸倒引当金戻入益補償損失引当金戻入益補償却債権取立益」に、「貸倒引当金繰入額」を「貸倒引当金繰入額補償損失引当金繰入額貸倒引当金戻入益補償却債権取立益」に改め、「非経常的な」に改め、同記載上の注意∞中「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の次に「（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他これらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの当期純利益金額をいう。）」を加える。

別表第一第3号様式の表中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式の表記載上の注意4及び5中「前事業年度末残高」を「当事業年度期首残高」に改め、同記載上の注意5次のように加える。

8　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

別表第二第2号様式の表中「前期末残高」を「当期首残高」に改める。

別表第二第3号様式の表記載上の注意2中「前期末及び当期末貸借対照表」を「当期首又は当期末」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令別表第一第1号様式から第3号様式まで並びに別表第二第2号様式及び第3号様式は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○農林水産省令第六十号

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）の一部の施行に伴い、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

一　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第六条第四項

二　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）第七条第四項及び第五十七条の六第三項

附　則

この省令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。